新旧対照表（千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

|  |  |
| --- | --- |
| 改正前 | 改正後 |
| 千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 | 千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 |
| 第１章（略）  第２章　訪問介護  第１節　基本方針  第４条・第５条（略）  （管理者）  第６条　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は**同一敷地内にある**他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。  第３節（略）  第４節　運営に関する基準  （内容及び手続の説明並びに同意）  第８条（略）  ２（略）  （１）（略）  （２）**磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物**  をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法  ３～６（略）  第９条～第２２条（略）  （指定訪問介護の具体的取扱方針）  第２３条（略）  （１）・（２）（略）  （新設）  （新設）  **（３）**・**（４）**（略）  第２４条～第３２条（略）  （掲示）  第３３条　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項  を掲示しなければならない。  ２　指定訪問介護事業者は、**前項に規定する事項**を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、**同項**の規定による掲示に代えることができる。  （新設）  第３４条～第４０条（略）  （記録の整備）  第４１条（略）  ２（略）  （１）（略）  （２）第１９条第２項**に規定する**提供した具体的なサービスの内容等の記録  （新設）  **（３）**第２６条**に規定する**市町村への通知に係る記録  **（４）**第３７条第２項**に規定する**苦情の内容等の記録  **（５）**第３９条第２項**に規定する**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  第４１条の２～第４１条の３（略）  第６節　基準該当居宅サービスに関する基準  第４２条（略）  （管理者）  第４３条　基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は**同一敷地内にある**他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。  第４４条～第４６条（略）  第３章　訪問入浴介護  第１節　基本方針  第４７条・第４８条（略）  （管理者）  第４９条　指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は**同一敷地内にある**他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。  第３節（略）  第４節　運営に関する基準  第５１条・第５２条（略）  （指定訪問入浴介護の具体的取扱方針）  第５３条（略）  （１）・（２）（略）  （新設）  （新設）  **（３）**～**（５）**（略）  第５４条～第５６条の２（略）  （記録の整備）  第５７条（略）  ２（略）  （１）次条において準用する第１９条第２項**に規定する**提供した具体的なサービスの内容等の記録  （新設）  **（２）**次条において準用する第２６条**に規定する**市町村への通知に係る記録  **（３）**次条において準用する第３７条第２項**に規定する**苦情の内容等の記録  **（４）**次条において準用する第３９条第２項**に規定する**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  第５８条（略）  第５節　基準該当居宅サービスに関する基準  第５９条（略）  （管理者）  第６０条　基準該当訪問入浴介護事業者は、基準該当訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は**同一敷地内にある**他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。  第６１条・第６２条（略）  第４章　訪問看護  第１節　基本方針  第６３条・第６４条（略）  （管理者）  第６５条　指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は**同一敷地内にある**他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。  ２・３（略）  第３節（略）  第４節　運営に関する基準  第６７条～第７０条（略）  （指定訪問看護の具体的取扱方針）  第７１条（略）  （１）・（２）（略）  （新設）  （新設）  **（３）**～**（５）**（略）  第７２条～第７６条（略）  （記録の整備）  第７７条（略）  ２（略）  （１）～（３）（略）  （４）次条において準用する第１９条第２項**に規定する**提供した具体的なサービスの内容等の記録  （新設）  **（５）**次条において準用する第２６条**に規定する**市町村への通知に係る記録  **（６）**次条において準用する第３７条第２項**に規定する**苦情の内容等の記録  **（７）**次条において準用する第３９条第２項**に規定する**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  第７８条（略）  第５章　訪問リハビリテーション  第１節（略）  第２節　人員に関する基準  第８０条（略）  ２（略）  （新設）  **３**　指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者（千葉市指定介護予防サービス等条例第７９条第１項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。次条第２項において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーション（千葉市指定介護予防サービス等条例第７８条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。次条第２項において同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、千葉市指定介護予防サービス等条例第７９条第１項**に規定する人員**に関する基準を満たすことをもって**、****第１項**に規定する基準を満たしているものとみなす。  第３節（略）  第４節　運営に関する基準  第８２条・第８３条（略）  （指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針）  第８４条（略）  （１）・（２）（略）  （新設）  （新設）  **（３）**～**（５）**（略）  （訪問リハビリテーション計画の作成）  第８５条（略）  ２・３（略）  （新設）  **４**（略）  **５**　指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（第１３６条第１項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第１４０条第１項から**第４項**までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。  第８６条（略）  （記録の整備）  第８７条　（略）  ２（略）  （１）（略）  （２）次条において準用する第１９条第２項**に規定する**提供した具体的なサービスの内容等の記録  （新設）  **（３）**次条において準用する第２６条**に規定する**市町村への通知に係る記録  **（４）**次条において準用する第３７条第２項**に規定する**苦情の内容等の記録  **（５）**次条において準用する第３９条第２項**に規定する**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  第８８条（略）  第６章　居宅療養管理指導  第１節～第３節（略）  第４節　運営に関する基準  第９２条・９３条（略）  （指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針）  第９４条（略）  （１）～（３）（略）  （新設）  （新設）  **（４）**～**（７）**（略）  ２（略）  （１）・（２）（略）  （新設）  （新設）  **（３）**～**（７）**（略）  ３（略）  （１）・（２）（略）  （新設）  （新設）  **（３）**・**（４）**（略）  第９５条（略）  （記録の整備）  第９６条（略）  ２（略）  （１）次条において準用する第１９条第２項**に規定する**提供した具体的なサービスの内容等の記録  （新設）  **（２）**次条において準用する第２６条**に規定する**市町村への通知に係る記録  **（３）**次条において準用する第３７条第２項**に規定する**苦情の内容等の記録  **（４）**次条において準用する第３９条第２項**に規定する**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  第９７条（略）  第７章　通所介護  第１節（略）  第２節　人員に関する基準  第９９条（略）  （管理者）  第１００条　指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事し、又は**同一敷地内にある**他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。  第３節（略）  第４節　運営に関する基準  第１０２条・第１０３条（略）  （指定通所介護の具体的取扱方針）  第１０４条（略）  （１）・（２）（略）  （新設）  （新設）  **（３）**・**（４）**（略）  第１０５条～第１１０条の３（略）  （記録の整備）  第１１１条（略）  ２（略）  （１）（略）  （２）次条において準用する第１９条第２項**に規定する**提供した具体的なサービスの内容等の記録  （新設）  **（３）**次条において準用する第２６条**に規定する**市町村への通知に係る記録  **（４）**次条において準用する第３７条第２項**に規定する**苦情の内容等の記録  **（５）**前条第２項**に規定する**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  第１１２条（略）  第５節　共生型居宅サービスに関する基準  第１１３条（略）  （準用）  第１１４条　第８条から第１７条まで、第１９条、第２１条、第２６条、第２７条、第３１条の２、第３３条から第３５条まで、第３６条、第３７条、第３９条の２、第４０条、第５５条、第９８条、第１００条及び第１０１条第４項並びに前節（第１１２条を除く。）の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第８条第１項中「第２９条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第１０６条に規定する運営規程をいう。第３３条第１項において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第２７条、第３１条の２第２項、第３３条第１項並びに第３９条の２第１号及び第３号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第１０１条第４項中「前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第１項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第１０４条第２号、第１０５条第５項、第１０７条第３項及び第４項並びに第１１０条第２項第１号及び第３号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第１１１条第２項第２号中「次条において準用する第１９条第２項」とあるのは「第１９条第２項」と、**同項第３号**中「次条において準用する第２６条」とあるのは「第２６条」と、**同項第４号**中「次条において準用する第３７条第２項」とあるのは「第３７条第２項」と読み替えるものとする。  第６節　基準該当居宅サービスに関する基準  第１３１条（略）  （管理者）  第１３２条　基準該当通所介護事業所は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事し、又は**同一敷地内にある**他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。  第１３３条・第１３４条（略）  第８章　通所リハビリテーション  第１節（略）  第２節　人員に関する基準  第１３６条（略）  ２・３（略）  （新設）  **４**　指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、千葉市指定介護予防サービス等条例第１１７条第１項から**第３項**までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、**前３項**に規定する基準を満たしているものとみなす。  第１３７～１３８条（略）  （指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針）  第１３９条（略）  （１）・（２）（略）  （新設）  （新設）  **（３）**・**（４）**（略）  （通所リハビリテーション計画の作成）  第１４０条　（略）  ２・３（略）  （新設）  **４**・**５**（略）  **６**　指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第８５条第１項から**第４項**までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第１項から**第４項**までに規定する基準を満たしているものとみなす。  第１４１条～第１４３条（略）  （記録の整備）  第１４４条（略）  ２（略）  （１）（略）  （２）次条において準用する第１９条第２項**に規定する**提供した具体的なサービスの内容等の記録  （新設）  **（３）**次条において準用する第２６条**に規定する**市町村への通知に係る記録  **（４）**次条において準用する第３７条第２項**に規定する**苦情の内容等の記録  **（５）**次条において準用する第３９条第２項**に規定する**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  第１４５条（略）  第９章　短期入所生活介護  　　　　　第１節（略）  　　　　　第２節　人員に関する基準  第１４７条（略）  （管理者）  第１４８条　指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は**同一敷地内にある**他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。  第３節（略）  　　　　　第４節　運営に関する基準  第１５１条～第１５３条（略）  （指定短期入所生活介護の取扱方針）  第１５４条（略）  ２・３（略）  ４　指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、**身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）**を行ってはならない。  ５（略）  （新設）  **６**（略）  第１５５条～第１６５条（略）  （新設）  　（記録の整備）  第１６６条（略）  ２　指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。  （１）（略）  （２）次条において準用する第１９条第２項**に規定する**提供した具体的なサービスの内容等の記録  （３）第１５４条第５項**に規定する**身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録  （４）次条において準用する第２６条**に規定する**市町村への通知に係る記録  （５）次条において準用する第３７条第２項**に規定する**苦情の内容等の記録  （６）次条において準用する第３９条第２項**に規定する**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  第１６７条（略）  　　　　　第５節　ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準  　　　　　　第１款・第２款（略）  　　　　　　第３款　運営に関する基準  第１７２条（略）  （指定短期入所生活介護の取扱方針）  第１７３条（略）  ２～７（略）  （新設）  **８**（略）  第１７４条～第１７７条（略）  （勤務体制の確保等）  第１７８条（略）  ２～４（略）  （新設）  **５**（略）  第１７９条・第１８０条（略）  　　　　　第６節（略）  　　　　　第７節　基準該当居宅サービスに関する基準  第１８１条・第１８２条（略）  　（管理者）  第１８３条　基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は**同一敷地内にある**他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。  第１８４条～第１８７条（略）  第１０章　短期入所療養介護  第１節（略）  第２節　人員に関する基準  第１８９条　指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。  （１）・（２）（略）  （３）診療所（前号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者**及び入院患者**の数が３又はその端数を増すごとに１以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を１人以上配置していること。  （４）（略）  ２（略）  （設備に関する基準）  第１９０条　指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。  （１）介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（**千葉市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例****（平成２４年千葉市条例第６１号）**第４２条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。  （２）・（３）（略）  （４）介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（**千葉市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例****（平成２４年千葉市条例第６２号）**第４３条に規定するユニット型介護医療院をいう。第２０６条第１項及び第２１４条において同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。  ２　前項第２号及び第３号に該当する指定短期入所療養介護事業所にあっては、**前項に**定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。  ３（略）  （対象者）  第１９１条　指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室**、診療所**の指定短期入所療養介護を提供する病室**又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第１３０条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号）第４条第２項に規定する病床により構成される病棟をいう。第２０１条において同じ。）**において指定短期入所療養介護を提供するものとする。  第１９２条（略）  （指定短期入所療養介護の取扱方針）  第１９３条　（略）  ２～５（略）  （新設）  **６**（略）  第１９４～２００条（略）  （定員の遵守）  第２０１条　指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。  （１）（略）  （２）療養病床を有する病院**若しくは**診療所**又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院**である指定短期入所療養介護事業所にあっては、**療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟**に係る病床数及び**療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟**に係る病室の定員を超えることとなる利用者数  （３）・（４）（略）  （記録の整備）  第２０２条（略）  ２　（略）  （１）（略）  （２）第１９３条第５項**に規定する**身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録  （３）次条において準用する第１９条第２項**に規定する**提供した具体的なサービスの内容等の記録  （４）次条において準用する第２６条**に規定する**市町村への通知に係る記録  （５）次条において準用する第３７条第２項**に規定する**苦情の内容等の記録  （６）次条において準用する第３９条第２項**に規定する**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  （準用）  第２０３条　第９条から第１３条まで、第１５条、第１６条、第１９条、第２１条、第２６条、第３１条の２、第３３条、第３４条、第３６条から第４０条まで（第３８条第２項を除く。）、第５５条、第１０７条、第１０９  条、第１４３条、第１５１条、第１５２条第２項**及び第１６５条**の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第３１条の２第２項、第３３条第１項並びに第３９条の２第１号及び第３号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第１０７条第３項及び第４項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第１４３条第２項第１号及び第３号中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第１５１条第１項中「第１６３条」とあるのは「第２００条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。  第５節　ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準  　第１款　この節の趣旨及び基本方針  第２０４条・第２０５条  　第２款　設備に関する基準  第２０６条　**ユニット型指定短期入所療養介護の**事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、**次のとおり**  とする。  **（１）介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする。**  **（２）療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、健康保険法等の一部を改正する法律（平成１８年法律第８３号）附則第１３０条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第２６条の規定による改正前の法（以下この号及び次号において「平成１８年旧介護保険法」という。）に規定する指定介護療養型医療施設（平成１８年旧介護保険法第４８条第１項第３号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。次号において同じ。）として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（平成３０年千葉市条例第８号）第６条の規定による改正前の千葉市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年千葉市条例第６２号）第４１条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。次号において同じ。）（療養病床を有する病院に限る。）に関するものに限る。）を有することとする。**  **（３）療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、平成１８年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。）に関するものに限る。）を有することとする。**  **（４）介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。**  （新設）  **２**　ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（千葉市指定介護予防サービス等条例第１９１条第１項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。第２１４条において同じ）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（千葉市指定介護予防サービス等条例第１８９条に規定する指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。第２１４条において同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、千葉市指定介護予防サービス等条例**第１９１条第１項に規定する設備**に関する基準を満たすことをもって、**前項**に規定する基準を満たしているものとみなす。  　第３款　運営に関する基準  第２０７条　（略）  （指定短期入所療養介護の取扱方針）  第２０８条　（略）  ２～７　（略）  （新設）  **８**　（略）  第２０９条～第２１２条　（略）  （勤務体制の確保等）  第２１３条　（略）  ２～４　（略）  （新設）  **５**（略）  　　　　第１１章　特定施設入居者生活介護  　　　　　第１節（略）  　　　　　第２節　人員に関する基準  （従業員の員数）  第２１７条　（略）  ２～８　（略）  （新設）  （管理者）  第２１８条　指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は**同一敷地内にある**他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。  第３節（略）  第４節　運営に関する基準  第２２０～２２７条　（略）  （新設）  第２２８～２３２条（略）  （協力医療機関等）  第２３３条（略）  （新設）  （新設）  （新設）  （新設）  （新設）  **２**（略）  第２３４条（略）  （記録の整備）  第２３５条（略）  ２　指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。  （１）（略）  （２）第２２３条第２項**に規定する**　提供した具体的なサービスの内容等の記録  （３）第２２５条第５項**に規定する**　身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録  （４）第２３２条第３項**に規定する**　結果等の記録  （５）次条において準用する第２６条**に規定する**　市町村への通知に係る記録  （６）次条において準用する第３７条第２項**に規定する**　苦情の内容等の記録  （７）次条において準用する第３９条第２項**に規定する**　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  （準用）  第２３６条　第１１条、第１２条、第２１条、第２６条、第３１条の２、第３３条から第３５条まで、第３６条、第３７条、第３９条から第４０条まで、第５４条、第５５条、第１０９条、第１１０条**及び第１５８条**  の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第３１条の２第２項、第３３条第１項並びに第３９条の２第１号及び第３号中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第５４条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と、第１１０条第２項第１号及び第３号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。  第５節　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準  第１款（略）  第２款　人員に関する基準  第２３９条　（略）  （管理者）  第２４０条　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は**同一敷地内にある**他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。  第３款（略）  第４款　運営に関する基準  第２４２～２４５条　（略）  （記録の整備）  第２４６条　（略）  ２　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。  （１）　（略）  （２）第２４３条第２項**に規定する**　受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録  （３）前条第８項**に規定する**　結果等の記録  （４）次条において準用する第２６条**に規定する**　市町村への通知に係る記録  （５）次条において準用する第３７条第２項**に規定する**　苦情の内容等の記録  （６）次条において準用する第３９条第２項**に規定する**　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  （７）次条において準用する第２２３条第２項**に規定する**　提供した具体的なサービスの内容等の記録  （８）次条において準用する第２２５条第５項**に規定する**　身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録  （９）次条において準用する第２３２条第３項**に規定する**　結果等の記録  第１２章　福祉用具貸与  第１節　基本方針  第２４８条（略）  （福祉用具専門相談員の員数）  第２４９条　指定福祉用具貸与の事業を行う者（以下「指定福祉用具貸与事業者」という。）が当該事業を行う事業所（次条、第２５６条及び第２６０条第２項において「指定福祉用具貸与事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員（介護保険法施行令  　　　　　　　　　　　第４条第１項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法で、２以上とする。  ２（略）  （管理者）  第２５０条　指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は**同一敷地内にある**他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。  第３節（略）  第４節　運営に関する基準  第２５２条・第２５３条（略）  （指定福祉用具貸与の具体的取扱方針）  第２５４条  （１）（略）  （新設）  **（２）**～**（４）**　（略）  （新設）  （新設）  **（５）**・**（６）**（略）  （福祉用具貸与計画の作成）  第２５５条　福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内　容  等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第２７３条第１項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。  ２～４　（略）  （新設）  （新設）  **５**　福祉用具専門相談員は、**福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い**、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。  **６**　（略）  （掲示及び目録の備え付け）  第２６０条　指定福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項  を掲示しなければならない。  ２　指定福祉用具貸与事業者は、**前項に規定する事項**を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、**同項**の規定による掲示に代えることができる。  （新設）  **３**　（略）  （記録の整備）  第２６１条　（略）  ２　（略）  （１）（略）  （２）第２５９条第４項**に規定する**結果等の記録  （新設）  **（３）**次条において準用する第１９条第２項**に規定する**提供した具体的なサービスの内容等の記録  **（４）**次条において準用する第２６条**に規定する**市町村への通知に係る記録  **（５）**次条において準用する第３７条第２項**に規定する**苦情の内容等の記録  **（６）**次条において準用する第３９条第２項**に規定する**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  （準用）  第２６２条　第８条から第１９条まで、第２１条、第２６条、第３１条の２、第３４条、第３５条、第３６条から第４０条まで、第５５条並びに第１０７条第１項、第２項及び第４項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第８条第１項中「第２９条」とあるのは「第２５６条」と、同項、第３１条の２第２項並びに第３９条の２第１号及び第３号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第１０条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第１４条第２項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第１８条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第１９条第１項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第２１条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、**第１０７条第１項、第２項及び第４項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第２項**中「処遇」とあるのは「サービス利用」と  読み替えるものとする。  第５節　基準該当居宅サービスに関する基準  第２６３条（略）  （準用）  第２６４条　第８条から第１４条まで、第１６条から第１９条まで、第２１条、第２６条、第３１条の２、第３４条、第３５条、第３６条から第４０条まで（第３７条第５項及び第６項を除く。）、第５５条、第１０７条第１項、第２項及び第４項、第２４８条、第２５０条、第２５１条並びに前節（第２５２条第１項及び第２６２条を除く。）の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第８条第１項中「第２９条」とあるのは「第２５６条」と、同項、第３１条の２第２項並びに第３９条の２第１号及び第３号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第１０条中「実施地域」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目」と、第１４条第２項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第１８条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第１９条第１項中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第４１条第６項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第２１条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、**第１０７条第１項、第２項及び第４項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第２項**中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と  、第２５２条第２項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。  第１３章　特定福祉用具販売  第１節（略）  第２節　人員に関する基準  第２６６条（略）  （管理者）  第２６７条　指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は**同一敷地内にある**他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。  第３節（略）  第４節　運営に関する基準  第２６９条～２７１条（略）  （指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針）  第２７２条（略）  （１）（略）  （新設）  **（２）**・**（３）**（略）  （新設）  （新設）  （新設）  **（４）**（略）  （特定福祉用具販売計画の作成）  第２７３条　（略）  ２～４　（略）  （新設）  （記録の整備）  第２７４条（略）  ２（略）  （１）（略）  （２）第２６９条**に規定する**提供した具体的なサービスの内容等の記録  （新設）  **（３）**次条において準用する第２６条**に規定する**市町村への通知に係る記録  **（４）**次条において準用する第３７条第２項**に規定する**苦情の内容等の記録  **（５）**次条において準用する第３９条第２項**に規定する**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  （準用）  第２７５条　第８条から第１４条まで、第１６条から第１８条まで、第２６条、第３１条の２、第３２条、第３４条、第３５条、第３６条から第４０条まで、第５５条、第１０７条第１項、第２項及び第４項、第２５３条、第２５６条から第２５８条まで並びに第２６０条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第８条第１項中「第２９条」とあるのは「第２７５条において準用する第２５６条」と、同項、第３１条の２第２項、第３２条第３項第１号及び第３号並びに第３９条の２第１号及び第３号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第１０条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第１４条第２項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第１８条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第３２条第１項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、**第１０７条第１項、第２項及び第４項中「通所介護事業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第２項**中「処遇」とあるのは「サービス利用」と  、第２５３条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」と、第２５６条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第２５７条第１項及び第２５８条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、第２６０条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「利用料」とあるのは「販売費用の額」と読み替えるものとする。  第１４章　雑則  （電磁的記録等）  第２７６条　指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第１１条第１項（第４１条の３、第４６条、第５８条、第６２条、第７８条、第８８条、第９７条、第１１２条、第１１４条、第１３４条、第１４５条、第１６７条（第１８０条において準用する場合を含む。）、第１８０の３、第１８７条、第２０３条（第２１５条において準用する場合を含む。）、第２３６条、第２４７条、第２６２条、第２６４条及び第２７５条において準用する場合を含む。）及び第２２３条第１項（第２４７条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録**（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）**により行うことができる。  ２（略）  以下（略） | 第１章（略）  第２章　訪問介護  第１節　基本方針  第４条・第５条（略）  （管理者）  第６条　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は　　　　　　　　他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。  第３節（略）  第４節　運営に関する基準  （内容及び手続の説明並びに同意）  第８条（略）  ２（略）  （１）（略）  （２）**電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第２７６条第１項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）**をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法  ３～６（略）  第９条～～第２２条（略）  （指定訪問介護の具体的取扱方針）  第２３条（略）  （１）・（２）（略）  **（３）指定訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。**  **（４）前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。**  **（５）**・**（６）**（略）  第２４条～第３２条（略）  （掲示）  第３３条　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項**（以下この条において単に「重要事項」という。）**を掲示しなければならない。  ２　指定訪問介護事業者は、**重要事項**  を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、**前項**の規定による掲示に代えることができる。  **３　指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。**  第３４条～第４０条（略）  （記録の整備）  第４１条（略）  ２（略）  （１）（略）  （２）第１９条第２項**の規定による**提供した具体的なサービスの内容等の記録  **（３）第２３条第４号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録**  **（４）**第２６条**の規定による**市町村への通知に係る記録  **（５）**第３７条第２項**の規定による**苦情の内容等の記録  **（６）**第３９条第２項**の規定による**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  第４１条の２～第４１条の３（略）  第６節　基準該当居宅サービスに関する基準  第４２条（略）  （管理者）  第４３条　基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は　　　　　　　　他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。  第４４条～第４６条（略）  第３章　訪問入浴介護  第１節　基本方針  第４７条・第４８条（略）  （管理者）  第４９条　指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は  他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。  第３節（略）  第４節　運営に関する基準  第５１条・第５２条（略）  （指定訪問入浴介護の具体的取扱方針）  第５３条（略）  （１）・（２）（略）  **（３）指定訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。**  **（４）前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。**  **（５）**～**（７）**（略）  第５４条～第５６条の２（略）  （記録の整備）  第５７条（略）  ２（略）  （１）次条において準用する第１９条第２項**の規定による**提供した具体的なサービスの内容等の記録  **（２）第５３条第４号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録**  **（３）**次条において準用する第２６条**の規定による**市町村への通知に係る記録  **（４）**次条において準用する第３７条第２項**の規定による**苦情の内容等の記録  **（５）**次条において準用する第３９条第２項**の規定による**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  第５８条（略）  第５節　基準該当居宅サービスに関する基準  第５９条（略）  （管理者）  第６０条　基準該当訪問入浴介護事業者は、基準該当訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は  他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。  第６１条・第６２条（略）  第４章　訪問看護  第１節　基本方針  第６３条・第６４条（略）  （管理者）  第６５条　指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は  他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。  ２・３（略）  第３節（略）  第４節　運営に関する基準  第６７条～第７０条（略）  （指定訪問看護の具体的取扱方針）  第７１条（略）  （１）・（２）（略）  **（３）指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。**  **（４）前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。**  **（５）**～**（７）**（略）  第７２条～第７６条（略）  （記録の整備）  第７７条（略）  ２（略）  （１）～（３）（略）  （４）次条において準用する第１９条第２項**の規定による**提供した具体的なサービスの内容等の記録  **（５）第７１条第４号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録**  **（６）**次条において準用する第２６条**の規定による**市町村への通知に係る記録  **（７）**次条において準用する第３７条第２項**の規定による**苦情の内容等の記録  **（８）**次条において準用する第３９条第２項**の規定による**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  第７８条（略）  第５章　訪問リハビリテーション  第１節（略）  第２節　人員に関する基準  第８０条（略）  ２（略）  **３　指定訪問リハビリテーション事業所が法第７２条第１項の規定により法第４１条第１項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、千葉市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成２４年千葉市条例第６１号。第１３６条第４項及び第１９０条第１項第１号において「千葉市介護老人保健施設条例」という。）第３条又は千葉市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成２４年千葉市条例第６２号。第１３６条第４項及び第１９０条第１項第４号において「千葉市介護医療院条例」という。）第４条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。**  **４**　指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者（千葉市指定介護予防サービス等条例第７９条第１項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。次条第２項において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーション（千葉市指定介護予防サービス等条例第７８条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。次条第２項において同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、千葉市指定介護予防サービス等条例第７９条第１項**から第３項までに規定する人員**に関する基準を満たすことをもって**、****前３項**に規定する基準を満たしているものとみなす。  第３節（略）  第４節　運営に関する基準  第８２条・第８３条（略）  （指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針）  第８４条（略）  （１）・（２）（略）  **（３）指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。**  **（４）前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。**  **（５）**～**（７）**（略）  （訪問リハビリテーション計画の作成）  第８５条（略）  ２・３（略）  **４　医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。**  **５**（略）  **６**　指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（第１３６条第１項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第１４０条第１項から**第５項**までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。  第８６条（略）  （記録の整備）  第８７条　（略）  ２（略）  （１）（略）  （２）次条において準用する第１９条第２項**の規定による**提供した具体的なサービスの内容等の記録  **（３）第８４条第４号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録**  **（４）**次条において準用する第２６条**の規定による**市町村への通知に係る記録  **（５）**次条において準用する第３７条第２項**の規定による**苦情の内容等の記録  **（６）**次条において準用する第３９条第２項**の規定による**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  第８８条（略）  第６章　居宅療養管理指導  第１節～第３節（略）  第４節　運営に関する基準  第９２条・９３条（略）  （指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針）  第９４条（略）  （１）～（３）（略）  **（****４）指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。**  **（５）前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。**  **（６）**～**（９）**（略）  ２（略）  （１）・（２）（略）  **（３）指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。**  **（４）前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。**  **（５）**～**（９）**（略）  ３（略）  （１）・（２）（略）  **（３）指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。**  **（４）前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。**  **（５）**・**（６）**（略）  第９５条（略）  （記録の整備）  第９６条（略）  ２（略）  （１）次条において準用する第１９条第２項**の規定による**提供した具体的なサービスの内容等の記録  **（２）第９４条第１項第５号、第２項第４号及び第３項第４号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録**  **（３）**次条において準用する第２６条**の規定による**市町村への通知に係る記録  **（４）**次条において準用する第３７条第２項**の規定による**苦情の内容等の記録  **（５）**次条において準用する第３９条第２項**の規定による**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  第９７条（略）  第７章　通所介護  第１節（略）  第２節　人員に関する基準  第９９条（略）  （管理者）  第１００条　指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事し、又は　　　　　　　　他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。  第３節（略）  第４節　運営に関する基準  第１０２条・第１０３条（略）  （指定通所介護の具体的取扱方針）  第１０４条（略）  （１）・（２）（略）  **（３）指定通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。**  **（４）前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。**  **（５）**・**（６）**（略）  第１０５条～第１１０条の３（略）  （記録の整備）  第１１１条（略）  ２（略）  （１）（略）  （２）次条において準用する第１９条第２項**の規定による**提供した具体的なサービスの内容等の記録  **（３）第１０４条第４号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録**  **（４）**次条において準用する第２６条**の規定による**市町村への通知に係る記録  **（５）**次条において準用する第３７条第２項**の規定による**苦情の内容等の記録  **（６）**前条第２項**の規定による**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  第１１２条（略）  第５節　共生型居宅サービスに関する基準  第１１３条（略）  （準用）  第１１４条　第８条から第１７条まで、第１９条、第２１条、第２６条、第２７条、第３１条の２、第３３条から第３５条まで、第３６条、第３７条、第３９条の２、第４０条、第５５条、第９８条、第１００条及び第１０１条第４項並びに前節（第１１２条を除く。）の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第８条第１項中「第２９条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第１０６条に規定する運営規程をいう。第３３条第１項において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第２７条、第３１条の２第２項、第３３条第１項並びに第３９条の２第１号及び第３号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第１０１条第４項中「前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第１項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第１０４条第２号、第１０５条第５項、第１０７条第３項及び第４項並びに第１１０条第２項第１号及び第３号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第１１１条第２項第２号中「次条において準用する第１９条第２項」とあるのは「第１９条第２項」と、**同項第４号**中「次条において準用する第２６条」とあるのは「第２６条」と、**同項第５号**中「次条において準用する第３７条第２項」とあるのは「第３７条第２項」と読み替えるものとする。  第６節　基準該当居宅サービスに関する基準  第１３１条（略）  （管理者）  第１３２条　基準該当通所介護事業所は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事し、又は  他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。  第１３３条・第１３４条（略）  第８章　通所リハビリテーション  第１節（略）  第２節　人員に関する基準  第１３６条（略）  ２・３（略）  **４　指定通所リハビリテーション事業所が法第７２条第１項の規定により法第４１条第１項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、千葉市介護老人保健施設条例第３条又は千葉市介護医療院条例第４条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。**  **５**　指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、千葉市指定介護予防サービス等条例第１１７条第１項から**第４項**までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、**前各項**に規定する基準を満たしているものとみなす。  第１３７～１３８条（略）  （指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針）  第１３９条（略）  （１）・（２）（略）  **（３）指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。**  **（４）前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。**  **（５）**・**（６）**　（略）  （通所リハビリテーション計画の作成）  第１４０条（略）  ２・３（略）  **４**　**医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。**  **５**・**６**（略）  **７**　指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第８５条第１項から**第５項**までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第１項から**第５項**までに規定する基準を満たしているものとみなす。  第１４１条～第１４３条（略）  （記録の整備）  第１４４条（略）  ２（略）  （１）（略）  （２）次条において準用する第１９条第２項**の規定による**提供した具体的なサービスの内容等の記録  **（３）第１３９条第４号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録**  **（４）**次条において準用する第２６条**の規定による**市町村への通知に係る記録  **（５）**次条において準用する第３７条第２項**の規定による**苦情の内容等の記録  **（６）**次条において準用する第３９条第２項**の規定による**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  第１４５条（略）  第９章　短期入所生活介護  　　　　　第１節（略）  　　　　　第２節　人員に関する基準  第１４７条（略）  （管理者）  第１４８条　指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は　　　　　　　　他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。  　　　　　第３節（略）  　　　　　第４節　運営に関する基準  第１５１条～第１５３条（略）  （指定短期入所生活介護の取扱方針）  第１５４条（略）  ２・３（略）  ４　指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、**身体的拘束等**  を行ってはならない。  ５（略）  **６　指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。**  **（１）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。**  **（２）身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。**  **（３）介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。**  **７**（略）  第１５５条～第１６５条（略）  **（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）**  **第１６５条の２　指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。**  　（記録の整備）  第１６６条（略）  ２　指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。  （１）（略）  （２）次条において準用する第１９条第２項**の規定による**提供した具体的なサービスの内容等の記録  （３）第１５４条第５項**の規定による**身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録  （４）次条において準用する第２６条**の規定による**市町村への通知に係る記録  （５）次条において準用する第３７条第２項**の規定による**苦情の内容等の記録  （６）次条において準用する第３９条第２項**の規定による**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  第１６７条（略）  　　　　　第５節　ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準  　　　　　　第１款・第２款（略）  　　　　　　第３款　運営に関する基準  第１７２条（略）  （指定短期入所生活介護の取扱方針）  第１７３条（略）  ２～７（略）  **８　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。**  **（１）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。**  **（２）身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。**  **（３）介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。**  **９**（略）  第１７４条～第１７７条（略）  （勤務体制の確保等）  第１７８条（略）  ２～４（略）  **５　ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。**  **６**（略）  第１７９条・第１８０条（略）  　　　　　第６節（略）  　　　　　第７節　基準該当居宅サービスに関する基準  第１８１条・第１８２条（略）  　（管理者）  第１８３条　基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は　　　　　　　　他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。  第１８４条～第１８７条（略）  第１０章　短期入所療養介護  第１節（略）  第２節　人員に関する基準  第１８９条　指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。  （１）・（２）（略）  （３）診療所（前号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者  の数が３又はその端数を増すごとに１以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を１人以上配置していること。  （４）（略）  ２（略）  （設備に関する基準）  第１９０条　指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。  （１）介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（**千葉市介護老人保健施設条例**    第４２条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。  （２）・（３）（略）  （４）介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（**千葉市介護医療院条例**  第４３条に規定するユニット型介護医療院をいう。第２０６条第１項及び第２１４条において同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。  ２　前項第２号及び第３号に該当する指定短期入所療養介護事業所にあっては、**同項に**定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。  ３（略）  （対象者）  第１９１条　指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室**又は診療所**の指定短期入所療養介護を提供する病室  において指定短期入所療養介護を提供するものとする。  第１９２条（略）  （指定短期入所療養介護の取扱方針）  第１９３条　（略）  ２～５（略）  **６　指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。**  **（１）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。**  **（２）身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。**  **（３）介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。**  **７**（略）  第１９４～２００条（略）  （定員の遵守）  第２０１条　指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。  （１）（略）  （２）療養病床を有する病院**又は**診療所  である指定短期入所療養介護事業所にあっては、**療養病床**  に係る病床数及び**療養病床**  に係る病室の定員を超えることとなる利用者数  （３）・（４）（略）  （記録の整備）  第２０２条（略）  ２　（略）  （１）（略）  （２）第１９３条第５項**の規定による**身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録  （３）次条において準用する第１９条第２項**の規定による**提供した具体的なサービスの内容等の記録  （４）次条において準用する第２６条**の規定による**市町村への通知に係る記録  （５）次条において準用する第３７条第２項**の規定による**苦情の内容等の記録  （６）次条において準用する第３９条第２項**の規定による**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  （準用）  第２０３条　第９条から第１３条まで、第１５条、第１６条、第１９条、第２１条、第２６条、第３１条の２、第３３条、第３４条、第３６条から第４０条まで（第３８条第２項を除く。）、第５５条、第１０７条、第１０９条、第１４３条、第１５１条、第１５２条第２項**、第１６５条及び第１６５条の２**の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第３１条の２第２項、第３３条第１項並びに第３９条の２第１号及び第３号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第１０７条第３項及び第４項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第１４３条第２項第１号及び第３号中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第１５１条第１項中「第１６３条」とあるのは「第２００条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。  第５節　ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準  　第１款　この節の趣旨及び基本方針  第２０４条・第２０５条  　第２款　設備に関する基準  第２０６条　**介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護の**事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、**法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有すること**とする。  （削る）  （削る）  （削る）  （削る）  **２　療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。**  **（１）療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。**  **（２）療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。**  **ア　ユニット**  **（ア）病室**  **ａ　一の病室の定員は、１人とすること。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、２人とすることができること。**  **ｂ　病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね１０人以下とし、１５人を超えないものとすること。**  **ｃ　一の病室の床面積等は、１０．６５平方メートル以上とすること。ただし、ａただし書の場合にあっては、２１．３平方メートル以上とすること。**  **ｄ　ブザー又はこれに代わる設備を設けること。**  **（イ）共同生活室**  **ａ　共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。**  **ｂ　一の共同生活室の床面積は、２平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。**  **ｃ　必要な設備及び備品を備えること。**  **（ウ）洗面設備**  **ａ　病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。**  **ｂ　身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。**  **（エ）便所**  **ａ　病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。**  **ｂ　ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。**  **イ　廊下幅**  **１．８メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、２．７メートル以上とすること。**  **ウ　機能訓練室**  **内法による測定で４０平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。**  **エ　浴室**  **身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。**  **（３）前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。**  **（４）第２号ア（イ）の共同生活室は、医療法施行規則（昭和２３年厚生省令第５０号）第２１条第３号に規定する食堂とみなす。**  **（５）前各号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。**  **３　療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。**  **（１）療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。**  **（２）療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。**  **ア　ユニット**  **（ア）病室**  **ａ　一の病室の定員は、１人とすること。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、２人とすることができること。**  **ｂ　病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね１０人以下とし、１５人を超えないものとすること。**  **ｃ　一の病室の床面積等は、１０．６５平方メートル以上とすること。ただし、ａただし書の場合にあっては、２１．３平方メートル以上とすること。**  **ｄ　ブザー又はこれに代わる設備を設けること。**  **（イ）共同生活室**  **ａ　共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。**  **ｂ　一の共同生活室の床面積は、２平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。**  **ｃ　必要な設備及び備品を備えること。**  **（ウ）洗面設備**  **ａ　病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。**  **ｂ　身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。**  **（エ）便所**  **ａ　病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。**  **ｂ　ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。**  **イ　廊下幅**  **１．８メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、２．７メートル以上とすること。**  **ウ　機能訓練室**  **機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。**  **エ　浴室**  **身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。**  **（３）前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。**  **（４）第２号ア（イ）の共同生活室は、医療法施行規則第２１条の４において準用する同令第２１条第３号に規定する食堂とみなす。**  **（５）前各号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。**  **４　介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。**  **５**　ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（千葉市指定介護予防サービス等条例第１９１条第１項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。第２１４条において同じ）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（千葉市指定介護予防サービス等条例第１８９条に規定する指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。第２１４条において同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、千葉市指定介護予防サービス等条例**第１９１条第１項から第４項までに規定する設備**に関する基準を満たすことをもって、**前各項**に規定する基準を満たしているものとみなす。  　第３款　運営に関する基準  第２０７条　（略）  （指定短期入所療養介護の取扱方針）  第２０８条　（略）  ２～７　（略）  **８　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。**  **（１）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。**  **（２）身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。**  **（３）介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。**  **９**　（略）  第２０９条～第２１２条　（略）  （勤務体制の確保等）  第２１３条　（略）  ２～４　（略）  **５　ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。**  **６**（略）  　　　第１１章　特定施設入居者生活介護  　　　　第１節（略）  　　　　第２節　人員に関する基準  （従業員の員数）  第２１７条　（略）  ２～８　（略）  **９　次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第１項第２号ア及び第２項第２号アの規定の適用については、第１項第２号ア中「１」とあるのは「０．９」と、第２項第２号ア中「１以上」とあるのは「０．９以上」とする。**  **（１）第２３６条において準用する第１６５条の２に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。**  **ア　利用者の安全及びケアの質の確保**  **イ　特定施設従業者の負担軽減及び勤務　状況への配慮**  **ウ　緊急時の体制整備**  **エ　業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検**  **オ　特定施設従業者に対する研修**  **（２）介護機器を複数種類活用していること。**  **（３）利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。**  **（４）利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。**  （管理者）  第２１８条　指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は　　　　　　　　他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。  第３節（略）  第４節　運営に関する基準  第２２０～２２７条　（略）  **（口腔衛生の管理）**  **第２２７条の２　指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。**  第２２８～２３２条（略）  （協力医療機関等）  第２３３条（略）  **２　指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。**  **（１）利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。**  **（２）当該指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。**  **３　指定特定施設入居者生活介護事業者は、１年に１回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。**  **４　指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第６条第１７項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。**  **５　指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。**  **６　指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。**  **７**（略）  第２３４条（略）  （記録の整備）  第２３５条（略）  ２　指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。  （１）（略）  （２）第２２３条第２項**の規定による**提供した具体的なサービスの内容等の記録  （３）第２２５条第５項**の規定による**身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録  （４）第２３２条第３項**の規定による**結果等の記録  （５）次条において準用する第２６条**の規定による**市町村への通知に係る記録  （６）次条において準用する第３７条第２項**の規定による**苦情の内容等の記録  （７）次条において準用する第３９条第２項**の規定による**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  （準用）  第２３６条　第１１条、第１２条、第２１条、第２６条、第３１条の２、第３３条から第３５条まで、第３６条、第３７条、第３９条から第４０条まで、第５４条、第５５条、第１０９条、第１１０条**、第１５８条及び第１６５条の２**の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第３１条の２第２項、第３３条第１項並びに第３９条の２第１号及び第３号中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第５４条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と、第１１０条第２項第１号及び第３号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。  第５節　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準  第１款（略）  第２款　人員に関する基準  第２３９条　（略）  （管理者）  第２４０条　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は  他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。  第３款（略）  第４款　運営に関する基準  第２４２～２４５条　（略）  （記録の整備）  第２４６条　（略）  ２　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。  （１）　（略）  （２）第２４３条第２項**の規定による**受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録  （３）前条第８項**の規定による**結果等の記録  （４）次条において準用する第２６条**の規定による**市町村への通知に係る記録  （５）次条において準用する第３７条第２項**の規定による**苦情の内容等の記録  （６）次条において準用する第３９条第２項**の規定による**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  （７）次条において準用する第２２３条第２項**の規定による**提供した具体的なサービスの内容等の記録  （８）次条において準用する第２２５条第５項**の規定による**身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録  （９）次条において準用する第２３２条第３項**の規定による**結果等の記録  第１２章　福祉用具貸与  第１節　基本方針  第２４８条（略）  （福祉用具専門相談員の員数）  第２４９条　指定福祉用具貸与の事業を行う者（以下「指定福祉用具貸与事業者」という。）が当該事業を行う事業所（次条、第２５６条及び第２６０条第２項において「指定福祉用具貸与事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員（介護保険法施行令**（平成１０年政令第４１２号）**第４条第１項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法で、２以上とする。  ２（略）  （管理者）  第２５０条　指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は  他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。  第３節（略）  第４節　運営に関する基準  第２５２条・第２５３条（略）  （指定福祉用具貸与の具体的取扱方針）  第２５４条  （１）（略）  **（２）法第８条第１２項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第１３項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第８条第２４項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行うものとする。**  **（３）**～**（５）**　（略）  **（６）指定福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。**  **（７）前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。**  **（８）**・**（９）**（略）  （福祉用具貸与計画の作成）  第２５５条　福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容**、福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期**等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第２７３条第１項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。  ２～４　（略）  **５　福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から６月以内に少なくとも１回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。**  **６　福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。**  **７**福祉用具専門相談員は、**モニタリングの結果を踏まえ**  、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。  **８**　（略）  （掲示及び目録の備え付け）  第２６０条　指定福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項**（以下この条において単に「重要事項」という。）**を掲示しなければならない。  ２　指定福祉用具貸与事業者は、**重要事項**  を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、**前項**の規定による掲示に代えることができる。  **３　指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。**  **４**　（略）  （記録の整備）  第２６１条　（略）  ２　（略）  （１）（略）  （２）第２５９条第４項**の規定による**結果等の記録  **（３）第２５４条第７号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録**  **（４）**次条において準用する第１９条第２項**の規定による**提供した具体的なサービスの内容等の記録  **（５）**次条において準用する第２６条**の規定による**市町村への通知に係る記録  **（６）**次条において準用する第３７条第２項**の規定による**苦情の内容等の記録  **（７）**次条において準用する第３９条第２項**の規定による**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  （準用）  第２６２条　第８条から第１９条まで、第２１条、第２６条、第３１条の２、第３４条、第３５条、第３６条から第４０条まで、第５５条並びに第１０７条第１項、第２項及び第４項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第８条第１項中「第２９条」とあるのは「第２５６条」と、同項、第３１条の２第２項並びに第３９条の２第１号及び第３号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第１０条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第１４条第２項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第１８条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第１９条第１項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第２１条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、**第１０７条第２項**  中「処遇」とあるのは「サービス利用」と**、同条第４項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と**読み替えるものとする。  第５節　基準該当居宅サービスに関する基準  第２６３条（略）  （準用）  第２６４条　第８条から第１４条まで、第１６条から第１９条まで、第２１条、第２６条、第３１条の２、第３４条、第３５条、第３６条から第４０条まで（第３７条第５項及び第６項を除く。）、第５５条、第１０７条第１項、第２項及び第４項、第２４８条、第２５０条、第２５１条並びに前節（第２５２条第１項及び第２６２条を除く。）の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第８条第１項中「第２９条」とあるのは「第２５６条」と、同項、第３１条の２第２項並びに第３９条の２第１号及び第３号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第１０条中「実施地域」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目」と、第１４条第２項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第１８条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第１９条第１項中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第４１条第６項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第２１条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、**第１０７条第２項**  中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と  **、同条第４項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と**、第２５２条第２項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。  第１３章　特定福祉用具販売  第１節（略）  第２節　人員に関する基準  第２６６条（略）  （管理者）  第２６７条　指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は　　　　　　　　他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。  第３節（略）  第４節　運営に関する基準  第２６９条～２７１条（略）  （指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針）  第２７２条（略）  （１）（略）  **（２）対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第８条第２４項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行うものとする。**  **（３）**・**（４）**（略）  **（５）対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。**  **（６）指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。**  **（７）前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。**  **（８）**（略）  （特定福祉用具販売計画の作成）  第２７３条　（略）  ２～４　（略）  **５　福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。**  （記録の整備）  第２７４条（略）  ２（略）  （１）（略）  （２）第２６９条**の規定による**提供した具体的なサービスの内容等の記録  **（３）第２７２条第７号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録**  **（４）**次条において準用する第２６条**の規定による**市町村への通知に係る記録  **（５）**次条において準用する第３７条第２項**の規定による**苦情の内容等の記録  **（６）**次条において準用する第３９条第２項**の規定による**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  （準用）  第２７５条　第８条から第１４条まで、第１６条から第１８条まで、第２６条、第３１条の２、第３２条、第３４条、第３５条、第３６条から第４０条まで、第５５条、第１０７条第１項、第２項及び第４項、第２５３条、第２５６条から第２５８条まで並びに第２６０条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第８条第１項中「第２９条」とあるのは「第２７５条において準用する第２５６条」と、同項、第３１条の２第２項、第３２条第３項第１号及び第３号並びに第３９条の２第１号及び第３号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第１０条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第１４条第２項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第１８条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第３２条第１項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、**第１０７条第２項**  中「処遇」とあるのは「サービス利用」と**、同条第４項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と**、第２５３条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」と、第２５６条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第２５７条第１項及び第２５８条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、第２６０条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「利用料」とあるのは「販売費用の額」と読み替えるものとする。  第１４章　雑則  （電磁的記録等）  第２７６条　指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第１１条第１項（第４１条の３、第４６条、第５８条、第６２条、第７８条、第８８条、第９７条、第１１２条、第１１４条、第１３４条、第１４５条、第１６７条（第１８０条において準用する場合を含む。）、第１８０の３、第１８７条、第２０３条（第２１５条において準用する場合を含む。）、第２３６条、第２４７条、第２６２条、第２６４条及び第２７５条において準用する場合を含む。）及び第２２３条第１項（第２４７条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録  により行うことができる。  ２（略）  以下（略） |
|  |  |

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。